

# 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電話網移行円滑化委員会（第32回）議事録

1. 日時 平成29年6月2日（金） 9:58～11:52

2. 場所 総務省8階 第1特別会議室

3. 出席者

① 電話網移行円滑化委員会構成員

山内 弘隆 主査、相田 仁 主査代理、池田 千鶴 委員、石井 夏生利 委員、  
内田 真人 委員、岡田 羊祐 委員、北 俊一 委員、酒井 善則 委員、  
関口 博正 委員、長田 三紀 委員（以上、10名）

② 総務省

富永 総合通信基盤局長、巻口 電気通信事業部長、秋本 総合通信基盤局総務課長、  
竹村 事業政策課長、安東 事業政策課調査官、堀内 事業政策課企画官、影井 事業政策  
課課長補佐、宮野 事業政策課課長補佐、藤野 料金サービス課長、内藤 料金サービス  
課企画官、柳迫 料金サービス課課長補佐、荻原 電気通信技術システム課長、杵浦 電  
気通信技術システム課課長補佐、廣重 番号企画室長、神田 番号企画室課長補佐、三田  
データ通信課長、徳光 消費者行政第一課長、大磯 消費者行政第一課長補佐

④ 関係団体・企業

日本電信電話株式会社 北村 亮太 経営企画部門担当部長（統括）

東日本電信電話株式会社 飯塚 智 経営企画部 営業企画部門長

東日本電信電話株式会社 鈴木 和彦 ネットワーク事業推進本部設備企画部  
サービス高度化部門長

西日本電信電話株式会社 高橋 徹 設備本部ネットワーク部  
ネットワーク&サービス推進部門長

西日本電信電話株式会社 重田 敦史 経営企画部営業企画担当部長

4. 議題

- (1) 緊急通報（回線保留機能等）について
- (2) 固定電話網のIP網への移行工程・スケジュール等について
- (3) その他

○山内主査 本日は皆様、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

そろそろ定刻でございますので、ただいまから「情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会」第32回を開催いたします。

なお、本日は、大谷委員、三友委員は欠席となります。

それでは、事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

○宮野事業政策課補佐 配付資料の確認をいたします。議事次第に記載しておりますとおり、本日の資料は、資料32-1から32-6の6点となっております。過不足等ございましたら事務局までお願いいたします。

○山内主査 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、議事に入ります。本日の議題は、まず(1)「緊急通報(回線保留機能等)について」、(2)「固定電話網のIP網への移行工程・スケジュール等について」、(3)「その他」、この3点となっております。

まず、議題(1)の「緊急通報」につきましては、4月21日の第29回委員会で活発なご議論をいただきました。その後、警察・消防の方々のご協力によりまして、本委員会の委員のために警視庁と東京消防庁の指令台を見学する機会もつくっていただきました。これに関しまして、私からも、警察・消防の関係者の皆様に御礼を申し上げたいと思っております。

本日は、この4月21日の議論等を踏まえまして、緊急通報に関する2回目の議論を行い、方向性を整理していきたいと思っております。

この進め方につきましては、まず、事務局から緊急通報の現状やこれまでの検討経緯等の説明をいただき、次に、NTTから4月21日の議論を踏まえた考え方等の説明をいただきます。その後、再度、事務局から、NTTの説明を踏まえた本日の「検討の視点」というものをご説明いただくと、こういった流れで、まとめて説明いただいた後に質疑・議論を行いたいと思っております。

これが1番目の議題でございますが、2番目の議題の「移行工程・スケジュール等」につきましては、これは4月28日の第30回委員会において、質問事項について考え方を整理・説明いただくようNTTに依頼をしておきました。したがって、まずはNTTからその説明をいただきます。これに続きまして、事務局において、これまでのNTTの説明あるいは委員会での議論を踏まえて、移行工程・スケジュールに係る対応の方向性あるいは留意点というものを整理していただきましたので、事務局からその説明をいただきます。その後、

質疑・議論としたいと思います。

なお、本日は、これらの議題の後に、議題（３）「その他」として、今般、ＩＰネットワーク設備委員会で取りまとめていただきましたメタルＩＰ電話等の技術基準に関する報告書案について、同委員会主査でいらっしゃいます相田委員から概要をご説明いただきたいと思っております。

以上の形で進めさせていただきますが、まず議題（１）から進めてまいります。

それでは、事務局から資料３２－１ですかね、これをご説明お願いいたします。

○影井事業政策課補佐 資料３２－１をご説明いたします。

ページをめくって、１ページをご覧ください。まず最初に、現在の緊急通報の仕組みでございます。この資料は４月２１日の委員会でお示した内容でございますので、説明については省略をさせていただきます。今日のご議論の中で必要に応じてご参照いただければと存じます。

続いて、２ページをご覧ください。こちらは、緊急通報の各機能に関する主な事業者の対応状況をまとめたものでございます。上から見ていただきますと、ＮＴＴ東西のメタル電話は「回線保留・逆信」の機能を有しておりますが、光ＩＰ電話に関しては、主な事業者が「ＩＰ網からの自動呼び返し」の機能を有しております。その「自動呼び返し」の機能の中で、ここにあります①から④の付加的な機能の対応状況が○×で表のとおりとなっております。他方で、一番下の現在の携帯電話におきましては、「指令台からのコールバック」のみの対応となっております。この「コールバック」においては、ここにあります①から④の付加的な機能を有していないと、このような現状になってございます。

続きまして、３ページをご覧くださいませでしょうか。前回、緊急通報を扱った４月２１日の委員会での主な議論のポイントをここでまとめております。１ポツ目ですが、４月２１日の委員会におきましては、実際に警察・消防・海保の方々にご出席をいただいております。その緊急通報受理機関からは、「回線保留」に近い機能を実現するため、現行の「自動呼び返し機能」の維持や、「コールバック」が繋がりやすくなる各機能（①１ＸＹ番号通知、②転送解除、③着信拒否解除、④第三者発着信制限、⑤災害時優先接続）等についての要望が示されたところでございます。また、２ポツ目ですが、同委員会において委員から示された主な意見のポイントを以下のとおりまとめておまして、通報者と指令台の間で呼接続を保持する機能を宅内装置やメタル収容装置等に持たせることで回線保留に近い機能を実現することは、技術的には難しくないと、といった点。緊急通報の問題

は、コストだけでなく重要通信の確保の観点から考える必要がある、といった点。「自動呼び返し機能」の技術的な仕組みを教えてほしい。また、緊急通報受理回線が光回線になった場合も含め、「自動呼び返し機能」の実現にはどのぐらいコストがかかるのか、といった点。そして最後に、携帯電話の割合が増えている状況を踏まえ、固定電話だけでなく、携帯電話のコールバック機能の見直しも同時に考えていくべき、といった点でございます。

これらの点について2点、事務局から補足がございまして、まず、一番下の携帯電話に関するご意見の関連ですが、この点に関しては、欄外の※で書きましたように、4月21日の委員会におけるご議論を踏まえまして、早速、緊急通報における携帯電話のコールバック機能についての検討を行うため、先月5月から緊急通報受理機関である警察庁・消防庁・海上保安庁と、携帯電話事業者であるNTTドコモ・KDDI・ソフトバンク、そして総務省の実務担当者による一堂に会した関係者打ち合わせを行うなど、意識合わせを開始したところでございます。

もう1点の補足でございますが、これが下から3ポツ目の「自動呼び返し機能」の仕組みといった点でございますが、この点が、事業者ごと、フェーズごとでどうなっているのか、前回委員会においても少しわかりにくい部分があったかと思っておりますので、事務局のほうで4ページ以降に図などを使って少し整理を図っております。

それでは、4ページをご覧くださいませでしょうか。まず、現在の「自動呼び返し機能」のイメージでございます。緊急通報受理機関がメタルのISDNを受理回線として使っていることが前提になりまして、この一番左の①が通報者がNTT東西のメタル電話を使っている場合、真ん中②が通報者がNTT東西の光IP電話の場合、一番右の③が通報者が他事業者の光IP電話の場合でございます。まず①につきましては、これは回線保留が可能となります。②と③に関しましては、通報者の光IP電話が指令台側のPSTNと繋がるポイントとして、NTT東西であればIGS接続の相当箇所、他事業者であればIGS接続の箇所ということで、現在は99カ所となっておりますが、ここに「呼接続保持装置」が置かれて通報者に自動での呼び返しが行われると、このような仕組みになっております。

これらがIP網へ移行した場合が次のページとなります。5ページをご覧ください。まず、5ページの最初のリード文に書いておりますように、IP網において「自動呼び返し」を実現するためには、指令台と通報者の通話が必ず経由するポイントに呼接続を保持するための装置を具備することが必要となります。その点で申しますと、IP網への移行後であっても、この緊急通報受理回線がメタル回線、つまりメタルIP電話になる場合がこの図でございま

すが、例えば真ん中の②の通報者がNTT東西の光IP電話の場合は、移行前はIGS接続をしていた99カ所またはそこから集約等された箇所に「呼接続保持装置」があり続けますので、今の仕組みを流用して「自動呼び返し」が引き続き可能となります。また、右の③の通報者が他事業者の光IP電話の場合でございますが、この場合は、接続ポイントがさらに集約されまして、繋ぐ機能POI、これは東京・大阪の2カ所になると事業者間で確認されておりますが、この場所に「呼接続保持装置」を置くことによって「自動呼び返し」が可能となっております。他方で、この一番左の①のNTT東西のメタルIP電話からの通報という場合に関しましては、これは接続ポイント以前の問題として、そもそも現在の「呼接続保持装置」がメタルIP電話の信号に対応していないため、「自動呼び返し」を実現するためにはこの装置の改修が必要となるとされております。これらが指令台がメタルIP電話の場合でございます。

そして、ここから指令台が全て光IP化された場合が次のページとなります。6ページをご覧ください。この6ページをご覧くださいまして、緊急通報受理回線が光回線の場合、NTTと他事業者で対応の差が生じてまいります。まず、左の①と②の場合、NTTの場合に関しては、いずれも今のままですと指令台と通報者の通話が必ずしも「呼接続保持装置」を通らなくなりまして、「自動呼び返し」が機能しなくなります。したがって、NTTが「IP網からの自動呼び返し」を実現するためには、指令台と通報者の通話が必ず経由する集約箇所、これは、例えば全てのSIPサーバの台数がNTTによると約240台とされておりますが、こういった場所に「呼接続保持装置」を設置し、これを制御するSIPサーバを改修するということが必要になってまいります。他方で、一番右の③の他事業者の光IP電話からの通報の場合に関しては、これは前の5ページと同じでございます、繋ぐ機能POIに「呼接続保持装置」があることによって、引き続き「IP網からの自動呼び返し」が可能となると。

以上が「自動呼び返し機能」の仕組みのイメージでございます。本日の議論の参考としていただければと存じます。

説明は以上でございます。

○山内主査　　どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、NTTから、資料32-2、これのご説明をお願いいたします。

○NTT東日本（鈴木）　NTT東日本の鈴木と申します。本日は、IP網移行後の緊急通報呼に関しまして再度ご説明の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。先

ほどもありましたように、4月21日におきまして、当社より緊急通報呼についてご説明させていただいたところでございますが、IP網へ移行することによりまして緊急通報呼が少し品質が劣化するのではないかというご不安を与えてしまったかもしれませんので、本日は、技術的な観点、また見直した点を踏まえながら、ご不安を払拭できるよう再度ご説明をさせていただきたいと思っております。なお、ご説明の順番といたしましては、まず前回の委員会でご質問いただきました事項につきましてご回答させていただいた後に、IP網移行後における当社の緊急通報呼に対する取り組み、IP網移行後にも確実に繋げる仕組みをご説明させていただきまして、ご理解を賜ればと思っております。

それでは、早速、資料のご説明に入りたいと思います。

めくっていただきまして、まず回線保留につきましてということで、2ページ目からご説明させていただきます。こちらは、現在のPSTNでやっています回線保留と逆信ということにつきまして、現状のご報告になります。PSTNにおきまして、まず左の①のところでございますけれども、緊急通報呼が通報者から発信がありますと緊急呼であるということを経験機が認識いたしまして、対象の呼に対して回線保留対象の呼として認識・設定いたします。それから②でございますけれども、もし通報者が切断した場合でございますが、全交換機に回線保留の状態へ遷移するというのを特殊な独自信号を使って通知しております。これで指令台に切断通知を送信することができることとなります。ただし、回線は切らない状況で維持している状況です。この状況下で、③でございますが、指令台で逆信ボタン等を押していただくことによって通報者へ呼び返しするというので、これも独自の信号を用いまして提供しているところがございます。最後、④で、通報者がオフフックをしますと通話が回復するということが、現在、PSTNでやっております回線保留・逆信と言われているものでございます。

続きまして、3ページ目でございます。3ページ目ですが、では、IP網でどうやってやろうかということについて少し検討を進めていきますと、ご案内のとおりでございますが、IP網といいますのは、下にありますように、データと音声が多重されまして、ほかの通信とIPパケットレベルでは多重しております。こういうIP網におきましては回線という概念が存在しておりません。PSTNは回線という概念がありましたけれども、IP網ではないことから、回線保留と同じ効用を実現するためには、SIPサーバの呼制御機能というところで呼の保留ということで、通報者から緊急呼が発信されていると、通話中であると、切断していると、こういった状態をしっかりとSIPサーバで管理するということを実施させて

いただいて、IP側で検討を進めてまいりたいということでございます。

4ページ目でございますが、これをIP網でどうやってやっているかということですが、現行、先ほどもありました自動呼び返しをやっているわけです。左側の図のところでございますが、交換機と同等の技術をIP網に実装しようとするとなんかことをやるかということをご案内しますと、まず1つ目、通報者の切断を認識して切断信号をSIPサーバ等で遮断します。その状況下で、②ということで、通報者が切断しましたよということで指令台のほうにお伝えします。3番目が、指令台の要求に基づいて通報者を呼び出すということになります。こういった、先ほども申し上げておりましたが、NTT内に閉じました独自の網内信号を用いまして実現しているものと、同様な機能を実現することが必要となります。現在のIP電話、他事業者様を含め、弊社も含め、IP電話で実施しているのが右でございます。先ほどと違まして、まず通報者が切断を送りますと、再呼び出しの機能というところ、この赤いところでございますが、このところで一旦まずは切断してしまいます。再呼び出し機能から、緑で書いてあります左側のところでございますけど、ここは通話中を保持します。右側が切断の状態になってしまいますので、この切断をもう一度、再呼び出し機能というところから発呼して端末を呼び出します。これで繋がった後は、先ほどの緑の通話中のところと再呼び出し機能のところとでコネクションをつくりまして、これで自動呼び返しということで、回線保留に相当するものを実現しているというのがIP網での現状の自動呼び返しでございます。

5ページ目でございます。その自動呼び返しにつきまして、弊社側で特にどんなことになっていくのかということで、先ほどの総務省様からのご説明に近いところもありますが、ご説明させていただきます。先ほどの繰り返しとなっておりますが、現行の自動呼び返しの仕組みということで、右側がIP網、左側がPSTN、上側に他事業者様網があります。まず最初に、端末から切断信号を送られますと、ある場所で切断信号を遮断します。その後、指令台に向かって通知をします。切断しているということと、それから呼び出し音ということで、ここに音源機能を設けまして、今、呼び出ししている状況であるということを指令台側にお伝えします。その後、その赤いところから端末に向けてコールバックを実施しています。これは自動で実施しておりますので、自動呼び返しということでやっております。他事業者様も、おそらくですが、POIの付近にそういった同等の機能を用意されて実施されているのではないかと認識しているところです。

7ページ目に行かせていただきます。これは、IP網移行後どのようになるかを示した図

でございます。今後、IP指令台ということで、指令台をIP側にだんだん移行していただくようご相談させていただいているところですが、これが途中状況で、移行の途中におきましても現行の指令台とIP指令台が共存するようなケースがありますので、それを図示したのになります。先ほど来ありますように、Aというところで、現行のひかり電話から現行の指令台につきましては、自動呼び返しの提供はこれまでと同様、提供することができます。Bということで、現行のPSTNでは、先ほど来ありますように、回線保留を実施していたということで、今後、2024年以降、自動回線保留が実現できなくなると、メタルIP電話側の自動呼び返しするための機能が改めて必要となります。メタルIP電話側の自動呼び返しをするための機能が必要なのはCも同様でございます。Dのところでございますが、今度は、ひかり電話からIP指令台のルートでございます。弊社のひかり電話の通報者がこの絵では様々なところに存在することになりますので、この自動呼び返しをするための仕組みとを様々なところに多数用意しなければいけないといったところがありますので、悩んでいるところであります。

8ページ目でございます。今お話ししたようなことで、IP網移行後に自動呼び返し機能を実現するというところで、少し重複するところはございますけれども、左側で網内から呼び返す場合につきましては、SIPサーバ等に自動呼び返し機能ということで新たに追加する必要がございます。また、メタルIP電話側も、今まで回線保留していたものですから、新しく自動呼び返し機能をつくらないといけないというところが、検討しなければいけないポイントでございます。右側でございますけど、では宅内の端末から呼び返したらどうなるのかということでございます。一番右のところ、ひかり電話から通報した場合、この自動呼び返し機能に相当するものを端末側で実現する場合につきましては、まず通報者が切断をした場合、その切断した信号を遮断するという機能、それから、遮断した後に指令台に対して、今、呼び返しているという音源をお伝えする機能、リングング等を伝える機能、それから、青い線でございますけれども、通報者の端末が切断状態に遷移している端末もありますので、この切断した端末を呼び起こすためのコールバックを実施する機能、この3つを実現する必要があります。この3つにつきましては、現行の弊社でユーザの皆様にお使いいただいているものと、ホームゲートウェイになかなか実装が難しい、または取りかえが必要といったものがありまして、全部で800万台ほどございます。さらに、左のほうに少し移りまして、メタルIP電話側になります。こちらはご案内のとおり、モジュージャックに差している黒電話でございますので、この機能につきましてはどこで実現するのかという課



題が出てきます。電話機の端末の開発・取り替えが必要になりますので、現実的には難しいという認識でございます。

9 ページ目以降に行かせていただきます。ここからが、弊社で少し改めてましてご提案と  
うか、考えている取り組みにつきましてご説明させていただきたいと思ひます。

改めて、緊急通報を確実に繋ぐための取り組みということで、2つ重要なポイントがあると認識して取り組んでおります。1つ目は、緊急通報を確実に緊急通報受理機関に繋ぐ  
ということだす。それから2つ目は、通報者の情報を確実に・迅速に緊急通報受理機関に伝える  
ということだす。この2つが、私どもから考えたときに緊急通報を実施する上で非常に重要なことだと認識しているところでございます。

11 ページ目でございます。現行実施しているところでございますけれども、1つ目の緊急  
通報を確実に緊急通報受理機関に繋ぐ仕組みということで、大きく4つの機能を実施して  
おりまして、引き続きIP網移行後にもこれをしっかり継続していきたいと思ひております。  
まず1つ目、輻輳時における優先接続ということで、輻輳が発生していても緊急通報はしっ  
かり繋げるという機能でございます。2つ目、緊急通報回線を常時監視するという  
ことで、24時間365日しっかり監視させていただいて、万一の故障にも迅速に対応するとい  
うことをやっていきたいと思ひています。3つ目、2ルート化ということで、そうはいつても、  
何らかの切断があった、回線が物理的に切れてしまうようなケースもありますので、2ル  
ートをとって信頼性を向上させるということをやっております。4つ目、何か災害等が発生  
した場合は、網側で迂回をしまして、違う緊急機関のところに接続できるようなことを実施  
させていただいて、緊急通報が受理できない事態を防ぐ。大きくこのような4つの機能につ  
きまして、先ほど来申し上げておりますが、PSTNでも実施してまいりましたし、引き続き  
IP網移行後にもしっかり提供していきたいと考えております。

12 ページ目でございます。先ほどの2番目の話でございます。通報者の情報を確実に伝  
える。当初ということで、こちらは、1989年ごろに弊社のほうで今まで発IDという発  
番号が取得できなかったのが、とれるようになったということだすけど、平成元年ぐらいま  
ではどのような状況であったかというのが当初でございます。これ、全て聞き取りによ  
って情報を取得していたということで、名前から住所から、それこそ電話番号から、全ての情報  
を一通り聞いたり、それから、通報者から今の状況を、患者の状況がどうなっているのかと  
かいったような状況を全部聞き取りで取得してございました。これが、発IDという発番号を  
取得したり、発信地を表示するシステムが導入されたり、こういったシステム化が進んでま

いりまして、氏名や住所につきましては聞き取りによらずにシステム的にとれるようになってまいりました。しかしながら、最後の右下にあります、どうしても緊急通報のそのときの状況につきましては聞き取りによる取得が必要となってまいります。これが、十分に聞き取りが完了する前に何らかのことで切断が発生してしまった場合に、しっかり再度通報者を呼び返す仕組みが必要になります。このように考えております。

13ページ目でございます。こういったことをどのように実現するかということで、聞き取りができなかったときに再度呼び返すということの方法として、先ほど来ありますが、1つ目、回線保留による逆信という方法と、指令台からコールバックをしていただく、それから、網内の呼び返しのポイントから自動で呼び返す、この3つの方法が大きくあるかと思っております。先ほど来ご説明しましたように、IP網では回線という概念がないことも踏まえ、IP網では、回線保留による逆信ではなく、指令台からのコールバックまたはネットワークからのコールバック（自動呼び返し）ということのいずれかを実施させていただきたいと思っておりますが、これにつきましては、通報者への繋がりやすさというのについては大きな差異がないものだと認識しているところでございます。

14ページ目でございます。弊社といたしましては、先ほど来ありましたコールバックということを実現させていただきたいと思っております。コールバックにおきましても、ただそれだけではなくて、確実に繋ぐ5つの機能というのをしっかり具備しまして、回線保留・逆信と同様に、確実に通報者へ呼び返すようなことを可能にまいりたいと考えておるところでございます。

その5つの機能ということでご紹介させていただきます。15ページでございます。5つの機能の1つ目、1XY通知機能ということで、緊急通報機関からのコールバックであるということで、ナンバーディスプレイ等で110番、119番が出る機能でございます。2つ目、3つ目は、通報者が転送サービスや着信拒否サービスといったものをご利用いただいている場合におきましても、受付機関からのコールバック呼である場合につきましては、その動作を意図的に停止させまして、しっかりコールバックを受けていただけるというような機能を考えております。4つ目でございますが、これは前回のご指摘を踏まえ改めてご検討させていただいたところでございますか、第三者発着信制限機能ということで、通報者が切断した後に、他の第三者に通話をしようということにつきまして、一定の時間の間は発信ができないようにするような機能を考えております。また、この一定時間というものにつきましては、5秒がいいのか、10秒がいいのかといったものにつきましては、引き続き緊急通報

受理機関様との協議を踏まえ、適切な値を決定していくという認識で今はおります。5つ目でございます。こちらは、繋ぐ機能としてやろうと思っ

ているところではありますが、受付機関からのコールバック呼に対しましても、災害時でも、輻輳が発生していても、しっかり接続できるような災害時の優先接続機能というのを実施して、コールバックを確実に繋げてまいりたいと考えています。

16ページは参考でございますけれども、現在実施しております逆信ボタンということで、左側の絵で逆信ボタンを押していただいておりますけれども、今後は、もしコールバックを実施する場合におきましても、指令台のところ

でコールバックボタン相当のものを押していただくことで同じように通報者の端末を鳴動させるということで、同様な操作、簡易な操作ができるよう、受理機関様ともご相談させていただきながら、指令台のメーカーさんでご検討いただけるように努めてまいりたいという考えでございます。

最後のまとめでございます。17ページでございます。先ほど来お話しさせていただきました。改めてということになります。コールバックということで実施させていただき、確実にコールバックを繋ぐための5つの機能を導入させていただきまして、回線保留・逆信と同様の効用が得られるようにしっかりと対応してまいりたいと考えております。まとめでございますが、以上でございます。

最後のページにつきましては、現在の緊急通報受理のイメージということで、指令台と通報者の間の動作等につきまして記載したものでありますので、参考にご覧いただければと思っております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

○山内主査　　どうもありがとうございました。

それでは、続いて、事務局から資料32-3のご説明をお願いいたします。

○影井事業政策課補佐　　それでは、資料32-3をご覧ください。1枚ものの資料でございます。ただいまのNTTの説明を踏まえまして、緊急通報（回線保留機能等）についての、本日ご議論いただく上での検討の視点をまとめてございます。

まず1点目でございますが、NTTから、IP網において呼接続を保持する機能を実現することは技術的に不可能ではないが、「回線保留」に近い「呼の保留」を実現するためには、現行の標準化されたSIPサーバの機能がこれに対応していないため、呼処理の基本的な手順を変更するための技術開発が必要となること、「自動呼び返し機能」を実現するためには、将来的に指令台の緊急通報受理回線が光IP化されることも踏まえると、ネットワーク側で

の呼接続保持装置の増置やS I Pサーバの改修等のコストまたは利用者端末の改修等が必要となること、が示された点について、どう考えるか、としております。

2点目に、N T Tから、「指令台からのコールバック」において通話が繋がりやすくなる5機能、これは今説明があったところでございますが、これを実現することにより、現行の「I P網からの自動呼び返し」に近い機能を実現できるとの考えが示された点について、どう考えるか、としております。

3点目に、「指令台からのコールバック」において通話が繋がりやすくなる5機能、これに関しては、緊急通報全体に占める携帯電話発の割合等の状況に鑑みまして、コールバックの発側ネットワークを提供しているN T Tの対応を踏まえながらも、携帯電話事業者にも実現に向けた対応を求めていく必要があるのではないか、としております。

4点目に、仮にN T TのメタルI P電話と携帯電話の機能が「指令台からのコールバック」となる場合ですが、この場合、呼接続保持装置により「I P網からの自動呼び返し」を実装している光I P電話とは指令台のオペレーションが異なるといった課題が生じることについて、留意が必要ではないか、としております。

最後に、これらの点を踏まえまして、メタルI P電話への切り替えが開始される2024年初頭には緊急通報に関する回線保留機能が新たな方式へ移行することを前提に、総務省においては、通信事業者における検討や緊急通報受理機関との調整等を促すとともに、必要となる制度整備についての検討を行うことが適当ではないか、としております。

説明は以上でございます。

○山内主査 どうもありがとうございました。

それでは、事務局とN T Tからの説明を踏まえまして、委員の皆様からご質問なりご意見をいただきたいと思っております。ご発言のご希望ございますか。じゃあ、北さん、どうぞ。

○北委員 ご説明ありがとうございました。私、5月23日に警視庁指令台視察に行っていましたので、そのご報告も含めて意見を述べさせていただきます。

残念ながら東京消防庁のほうには行けませんでしたので、またそれはほかの委員からご報告いただければと思いますが、まずは、アレンジいただいた関係者の皆様に深く御礼申し上げます。実際に固定電話・I P電話・携帯電話からの110番通報に対して、受理台においてそれぞれ、逆信・自動呼び返し・コールバックと、この3つの操作を体験してまいりました。私の集中力がないせいか、その間も前方の巨大スクリーンにひっきりなしに凶悪な犯罪あるいは痛ましい事件の連絡が次々と表示されて、そっちにどうしても目が行ってしまうと

いう、非常に緊迫した雰囲気の中、受理台の職員の方々が非常に冷静にその事案の内容を聞き出しているという姿に感銘を受けました。そこで私が思ったことですが、この職員の方々の負担、オペレーションの負担、それからミスが極力生じにくい仕組みにしなければならないということでありまして、これはご案内いただいた警視庁の方からのご要望でもありました。

PSTNの回線保留・逆信という仕組みは、聞くとよれば世界に類を見ない仕組みであるということ、このような仕組みを構築して運用されてきた関係各社の方々に感謝の意を表したいと思えます。ただ、そのシステムがあまりにもすばらしかっただけに、このIP時代を迎えて若干デグレードせざるを得ないというような状況になっているのかと思えます。

とはいえ、本日、NTTさんからご説明のあった方式については、オペレーションという面を考えますと、今後ますます携帯電話からの通報が増えていきます。携帯電話の通報に対してはコールバック方式でありまして、それと同じ方式にしてはいかがか、というようなご提案であります。5つの機能を実現するという前提であれば、とりわけ110番がコールバックされたときに通知される、これ実際に体験してみましたら、03という番号が表示されてあれっというふうに——携帯電話に表示されるので——思いました。これが110と表示されると、あ、警察だということになります。さらに、第三者発着信制限、優先接続、こういった機能を具備することを前提とすれば、私はこの方式を実現していくことに賛同いたします。

ただ、検討の視点にありましたように、光IP電話からだけは自動呼び返しになっていて、オペレーションが異なっているということなのですが、ちょっと聞いた話では、東京消防庁のシステムはタッチパネルみたいなものを使っていると。私が視察した警視庁の指令台は物理的なパネルで押して操作をしていました。ミスが生じないようにするには、受理台のUIやUXを改善していく。ボタンをつける、つけない、その位置だけではなくて、タッチパネル式にすれば、幾らでもソフトウェアでUI・UXを高めていくことができますので、そういったことも含めて、できるだけ同じアクション、同じオペレーションで全ての電話からの対応ができるような仕組みを、ぜひ関係者の方々に検討していただきたいと思えます。ぜひオペレーションされる方々の意見をしっかり組み入れながらご検討いただきたいと思っています。

以上でございます。

○山内主査 ありがとうございます。

じゃあ、相田委員、どうぞ。

○相田主査代理 ありがとうございます。

メタル I P 電話について検討を進めて、並行して携帯電話についても検討が進んでいるということで、大変評価したいと思います。

それで、今、北委員がおっしゃいましたので、私のほうは東京消防庁のほうを見学させていただいたんですけども、幸か不幸か、あんまり本人からの緊迫した通報というのは私が行ったときには参りませんで、医者の方が往診に来たら具合が悪いので、救急車の出動をお願いしますとか、学校で子供がけがしたので保健室の先生が通話してくるとか、そういうことだったので、幸か不幸か、あんまり緊迫感のあるあれには遭遇しなかったんですけども、やはりとにかく確実に呼び返しが繋がるようにしていただきたいというのが、消防署の方の言っておられたことかなと思っております。

それで、今回お示しいただいた資料のあたりの関係で言いますと、最後の資料 3 2 - 3 で言いますと最後の 2 つの丸あたりのところになるわけですけども、もとの資料 3 2 - 1 のほうで言いますと 5 ページ目の右のケースですね。他事業者からの光 I P 電話から着信というので、ここには呼接続保持装置というのを維持するのか、それとも、先ほどのオペレーション同一ということもあるかもしれませんが、これも今後は呼び返しにするのか。でも、呼び返しにするとしたら、やはり緊急機関からのそういう呼び返し呼であるというのが S I P サーバ間のメッセージで何がしかわかるように識別しないと、多分うまくいかないだろう。要するに、先ほどの着信拒否とか転送とかいうのを解除するような呼であるということを確認しないといけないということで、この呼び返しの類いはどうしてもやっぱり日本独自のあれなので、なかなか I E T F の S I P メッセージで標準化にそれを載せてもらうというのは難しいんじゃないかと思いますが、やはり、日本の緊急通報においてどういう機能があるのか、それを実現するとしてどういうオプションがあるのかというようなところを、T T C あたりになるかなと思いますけど、標準化していただいて、あんまりケースはないと思いますが、今後、新しい事業者さんが参入しようとするときに何やったらいいのかわからない、改めて緊急通報受理機関 3 者と相談に行かないと何やったらいいのかわからないというようなことであっては困るかなと。

それからあと、現状でもできてないことではあるわけですけども、内線からの P B X 経由の発信というのがやはり、呼び返しでもとの内線に着信することが現状ではどうしてもで

きないというようなことについても、これはP B Xのほうの機能としてどういう機能を今後具備することが望ましいのかというようなこと、ここら辺については2024年というの間に合わないかもしれませんが、ぜひ検討を継続していただければと思います。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。

ほかにご意見。どうぞ、石井委員。

○石井委員 筑波大学の石井です。

先生方がおっしゃったことと重なる点もあるかと思いますが、回線保留機能、自動呼び返し機能に関する問題は、コストが幾らかかるかというところとも大きくかかわっているかと思われま。32-3の資料に関しては、NTTさんがご説明くださった32-2の資料に基づく説明の内容を理解したつもりでおります。コストの問題として、NTTさんの資料を具体的に見てみますと、4ページには「大規模な独自開発が発生」というように書いてありますので、とても実現できるコストではないということであろうかと思われま。8ページの左の図、右の図に関しても、多大なコスト等が発生となっておりますので、実現するには躊躇するようなコストがかかってしまうのであろうと考えられま。

それに対して、15ページについては、ご提案、コスト面を含め現実的に実現できるということですので、32-3の2点目、NTTさんのご提案に沿って進めていただくのがよろしいのではないかと思います。

それから、32-3の3点目は、携帯電話が実際には緊急通報では多数回使われるかと思われまので、携帯電話事業者に対しても実現に向けた対応を求めていく必要があるというように考えております。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。

ほか。池田委員。

○池田委員 技術的に詳しくないので、ほかの委員の先生方と同じことを言っているのか、私自身、よくわかっていないのですけれども、幾つか感じたことを述べさせていただきたいと思われま。

まず、事務局の資料32-1のスライド2で、前回、委員限りの情報になっているのはおかしいんじゃないかということをおし上げて、緊急通報の各機能の主な事業者の対応状況の

情報がオープンな形で議論できるようになったということは、大変喜ばしいと思っております。

現時点でわかっているところで構いませんが、対応されていないソフトバンクさんの第三者発着信制限について、今後の対応見込みとか、もしご存じでしたら教えていただきたいと思っております。

それからあと、携帯電話についてもコールバックが繋がりやすくなる仕組みということは、ぜひ進めていただきたいと思っております。いろいろ開発等で時間がかかるとは思いますが、できるものから、とりわけ1 X Y通知などは早目に対応いただいたほうがいいのかなと思っておりますので、早目にできることからぜひお願いしたいと思っております。

これに関してちょっとお伺いしたいのですが、携帯電話は、今、MVNOとか、あるいはS I Mフリー端末ということで、いろんな使われ方をしておりますが、この繋がりやすくなる仕組みとか、あるいは緊急通報についてMVNOのユーザあるいはS I Mフリーの端末のユーザはどういう状況になっているのか、もしわかれば教えていただきたいと思っております。

それから、事務局の資料ですかね、資料3 2 - 1のスライド5とか6を見ている限り、自動呼び返し機能を設けることによってかなりコストがかかるように思います。コールバックと繋がりやすさにおいては同じということであるのであれば、コストも考慮要素として考えられるのではないかと思います。このスライド5とか6を見ていると、NTTの緊急通報がコールバックプラス繋がりやすくなる5機能をつけるということになりますと、他事業者が現に設置している自動呼び返しの呼接続保持装置みたいなのを置いておく必要はなくなってくるのではないかなと感じました。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。2点ご質問で、NTTの件と、それから携帯の件ですね、これについて事務局から。

○影井事業政策課補佐 資料3 2 - 1の2ページの○×の表の関連でございますが、現在、「自動呼び返し」における「第三者発着信制限機能」はNTT東西とソフトバンクが×になっております。NTT東西に関しましては、先ほどご説明があったように、「指令台からのコールバック」においてこれを実現していくと説明されており、また、ひかり電話の「自動呼び返し」に関しても今後は対応していく考えが示されています。また、ソフトバンクに関しましても、今般、確認をしたところ、今後、I P網への移行に向けて「第三者発着信制限



機能」を具備していく方向で検討を進めていると聞いております。

もう1点、携帯電話に関連しまして、MVNOやSIMフリー端末の利用者へのコールバックがこの2ページの○×で言うとどのような状況かという点に関しましては、今、そもそも携帯キャリアそのものがコールバックで①から④の機能に対応しておりませんので、MVNOやSIMフリー端末も同様に今は対応していないという状況と認識しております。そういったところも改善していくことが可能かも含めて、コールバック機能を見直していく方向での携帯電話事業者・緊急通報受理機関による関係者打ち合わせの中で意識合わせを進めていければと考えております。

○山内主査 よろしいですか。

○池田委員 はい。

○山内主査 ほかに何か。どうぞ、関口委員。

○関口委員 私も、北委員、それから三友委員と一緒に警視庁のほうで指令台を拝見させていただきました。それについての感想は非常に丁寧に北委員がご説明くださいましたので、そこはもうそれで十分でございますが、今回は携帯電話の緊急通報機能が正面からのメインテーマではないものの、行ってみて感じたことをお伝え致します。ディスプレイ上に110番なり1XYの番号が見つからないというのは、やっぱりユーザから見るとちょっと知らない番号から電話が来ているという感覚を得るなどと思って、できることなら、本来であれば110番がつくといいんだけど、現状では、指令台に固有の番号が表示されるということになっているんですね。ただ、ユーザとしての期待はあるものの、実は平成20年に総務省から、「異なる電気通信番号の送信の防止に係る省令の取り扱い方針の公表について」って、1回で読むのが大変なような通知が出ていて、この平成20年12月には電気通信事業者協会のほうから同じように、「異なる電気通信番号の送信の防止に関する省令の取り扱い方針」の運用に関するルールという、これまた長いガイドラインが出ていて、実はこれは成り済ましの防止のために、違うネットワークから第三者が110番等の1XY番号を装って割り込んでくるということについてのリスクのほうが高かったということで、現在の指令台の番号でとどまっている、110番は表示されないという、ユーザにとってみるとちょっと残念な結果にはなっているということなので、こういった状況、平成20年の状況から比べても、どういう形でそういったことがユーザ目線で少し改善できるか等についても、今後やっぱり検討を引き続き進めていただきたいと思いますし、そのことについては、資料32-1の3ページ目の一番下のところで既に意識合わせは開始されているということですので、そこ

は前向きの検討をぜひお願いするということをお願いしてよろしいんだろうと思っています。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。

ほかに。どうぞ、長田委員。

○長田委員 ありがとうございます。コールバック機能の5つの確実に繋ぐ機能というのが実現できれば、それが一番いいのかなと、今日、伺っていて思いました。その中で、前回、警察や消防のほうからの申し出の中にもう一つ、コールバック通話料の無償化というのが入っていたと思うのですが、そちらは「今後も検討します」になって、そちらはどういう検討になっているのか教えてください。

○NTT東日本（飯塚） そちらのほうはまだ検討中ではございます。つまり、追加のご負担がないような方向で検討は進めております。

○山内主査 よろしいですか。

○長田委員 はい。

○山内主査 どうぞ、岡田委員。

○岡田委員 どうもありがとうございます。前回のご説明資料よりも格段にわかりやすくなりまして、実情が大変よくわかりました。特にSIPサーバの改修等のコストとか、あるいは利用者端末の改修等のコストといったことも、かなり具体的なイメージが湧くようになりましたので、これはやはりやや合理性を欠くのかなという印象を強く持ちました。で、代替案として提案されている指令台からのコールバックということも、この5機能ということがご提案があって、これが確実に実現できるのであればそれなりの——これはもちろん、緊急通報の受理機関の方のご意見が何よりも大事な点ではありますけれども、お聞きしている限りでは妥当な線なのかなという印象を持ちました。

ただ、この検討の視点についてということで、今後、携帯電話事業者にも実現に向けた対応を求めていく必要があるのではないかとという視点が提示されておりますけれども、この点、大変強く共感するところでありまして、ここで提示されている繋がりやすくなる5機能といったことが一つのベンチマークになるのかなと。携帯電話事業者とどのような交渉が今後進むのかちょっとわからないのですが、技術的な問題、経済的な問題、いろいろあるかと思うのですが、ここでご提案されているような5機能というのは、一つのたたき台のようなものとして今後検討が進められることが望ましいのではないかなと、このような印象を持ちました。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。

ほかによろしいですか。どうぞ。

○池田委員 済みません、追加で失礼します。

NTTさんの資料の32-2の15ページの5つの確実に繋ぐ機能なんですけど、第三者発着信制限の機能ですけれども、私も東京消防庁を視察しまして、そのときに思いましたのは、交通事故の場合で、かつ、怪我があったような場合には、救急車を呼ぶのと、それから警察に連絡するのと、事故を起こされた方が同時にやると思うんですけども、そういったときに、先に電話をかけたほうにその制限かけられると他の緊急通報受理機関に電話をかけられないということは、やっぱりあってはいけないようにも思いますので、そこはちょっと調整していただければというふうに感じました。

あと、事務局の資料32-3のところ、光IP電話がオペレーションが変わってくるということになるということについては、携帯、光IP電話と、それからメタルIP電話、ヒューマンエラーを防止するためにも、できるだけそろえる方向で議論が進められるほうがよろしいのではないかという印象を持ちました。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。

今、最初のほうの問題はいかがですか。

○NTT東日本（鈴木） NTTでございます。ご意見ありがとうございます。先ほどお話がありましたように、第三者の発信制限をしてしまいますと、ほかにかかけられないということがもちろんあります。ただ、一方、固定電話で実現する場合に当たっては、携帯電話も現実的にはありますということも踏まえ、具体的などれぐらいの時間を制限するのが望ましいかといったことにつきまして、緊急通報受理機関様ともご相談しながら適切な対応を設定してまいりたいと、検討してまいりたいと考えているところです。

○池田委員 今回の論点は、多分、第三者発着信制限で制限される第三者の範囲はどこかというところでして、緊急通報受理機関は第三者から除外したほうがいいんじゃないかという発言の趣旨でした。ご検討いただければ……。

○山内主査 技術的にそういうことができるかどうかと。

○池田委員 はい。

○NTT東日本（鈴木） わかりました。ご指摘いただきましたポイントはわかりましたの

で、実現可能性も含めて引き続き検討させていただきます。

○山内主査 ありがとうございます。論点に加えていただければ。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

今日ご欠席でいらっしゃいます大谷委員からもコメントをいただいております、「もしも回線保留機能等の維持が困難であり、コールバック機能等への変更に伴って指令台のオペレーションが変わる場合には、緊急通報受理機関において対応に不安が生じることのないよう、指令台の更改の際に消防等の職員がオペレーションについての適切な訓練を受ける機会を設けられるようにすることも必要ではないか」と、こういうコメントをいただいております。基本的には今日のご提案にご賛成と、こういうことだと思います。

それでは、委員の方々から意見をいただきましたので、NTT及び事務局の説明を踏まえましてご対応いただきたいと思います。

議題（１）につきましてはここまでとさせていただきます。

緊急通報については、委員の皆様が重要な問題と捉えておりまして、４月２１日と今回の委員会を通じてかなり充実した議論を行っていただいたのではないかと思いますし、また、今、ご意見いただきましたところ、私の感覚からいたしますと方向性がかなり明確になったと思っております。その意味で、本委員会として、本日までの議論と方向性に基づいて、二次答申に向けて報告書を取りまとめていきたいと思っております。

それでは、議題（２）に入ります。これはNTTからのご説明が先ですので、３２－４についてご説明をお願いいたします。

今回もNTTには多くの回答を資料としてご用意いただいておりますけれども、時間の都合もございますので、４月２８日の委員会での回答への補足説明とか、あるいは委員会後の委員からの追加質問に対する回答など、そういったところにポイントを絞ってご説明をいただくということにしたいと思います。

NTTにおかれましては、そういった形でのご説明をお願いいたしますけれども、今回ご説明された項目以外についても委員から質問があった場合には、ご回答のほうはよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ご説明をお願いいたします。

○NTT東日本（飯塚） NTTでございます。

それでは、今、山内先生からお話ありましたとおり、少しポイントを絞り込んで、全部で２７問ございますので、そのうち１８問、ご説明は、回答のところの部分が白ではなくて少

し水色に網かけしたものを説明させていただきたいと思います。

移行工程・スケジュールに関するご質問への回答ということで、前半はサービス移行関係、後半が設備移行関係のものでございます。

それでは、めくって2ページをご覧ください。まず2ページは、私ども、加入電話・I N S ネットからメタル I P 電話への移行に当たって、既存の約款を廃止し、メタル I P 電話に係る約款を新設する考えを示しているが、その約款の規定ぶりについてのご質問でございます。

これ、済みません、約款の規定ぶりの前にまずちょっとご説明なんですけれども、第28回(4月6日)、第30回(4月28日)の委員会において、私ども、この古い約款を廃止して、新しいメタル I P 電話の約款を新設して、その移行を円滑に引き継ぐという案を説明してございましたが、実は、社内ではこれとは別に、既存の約款、「電話サービス契約約款」、「総合デジタル通信サービス契約約款」を変更して、メタル I P 電話を提供する案も検討してございました。

ちょっとイメージをご理解いただくために、めくって3ページをご覧ください。3ページの左側、A案というのがかねて私どもが説明していた廃止・新設の案、右側のB案というのが変更の案でございます。違いはつまり、約款の名称、看板が変わるか変わらないかということ、契約で言うと、確かに契約が一旦廃止して新設になるか、1つの契約の中で中身が変わるかという、そういう特徴の違いです。これは実は、契約約款の規定ぶり、ご質問の点について言うとそれほど大きくは変わらないのですね。この両案、今、検討してございますが、どちらが、契約法等の観点、消費者保護の観点で適切なのかというのをさらに検討を深めてまいりたいと思っております。

その契約約款の規定ぶりは、4ページ、5ページにございますが、いずれにしても、新しいメタル I P 電話の提供条件を記載するのはもちろんでございますが、この4ページ、5ページのポイントは、いずれのA案、B案におきましても、いかに古いサービスから新しいサービスへの移行の引き継ぎを円滑にするかということで、それを約款上のテクニックで申しますと、附則にこの経過措置を規定してうまく引き継ぐかという観点で検討してございます。

続いて、6ページをご覧ください。こちらが契約についてのご質問でございます。この契約の移行について、契約約款について規定した上で、個別の契約についても手続が必要なのかというご質問と、あと前の質問に関係しますが、これは既存契約の変更なのか、新規契約

のどちらになるのかというご質問でございます。

まず、個別の契約についても手続が必要なのかということで申し上げますと、これは約款に基づいてということになりますが、この約款の内容、つまり重要な提供条件についてはご確認いただくという手続はとる考えでございます。ただ、これは裏返すと、一々また個別に申込書をいただくという形はなるべく省略していきたいと考えてございます。

そのためにということでございますが、今回、2ポツ目の提供条件は、メタルI P電話では、お客様の宅内工事は不要、電話機もそのまま基本的に使える、基本料は現在と同様で、通話料は今よりも基本的に安くなるかと思っておりますので、こういう条件を整えてメタルI P電話に円滑に移行していただきたいと考えてございます。

この既存契約の変更なのか、新規契約のどちらになるのかというのは、先ほど説明したA案かB案かということでございまして、これまでA案を前提に考えてまいりましたが、B案も並行して検討してございまして、どちらが決定的にデメリットがあるというものではございませんが、どちらかというとならB案を軸に今後検討していきたいと考えてございます。すなわち、既存契約の変更という形で移行を促進していけないかと考えてございます。

7ページ、ご覧ください。7ページは、この契約の移行に関して、現在、民法改正、先日成立いたしました。消費者契約法の改正、明日施行と伺っておりますが、この民法や消費者契約法の改正などにおける議論を踏まえて検討がなされているのかというご質問でございます。

これはおっしゃるとおりでございますが、こういう改正の議論を踏まえながら、契約法に係る専門家とも相談しながら検討を進めているところでございます。

飛ばしていただいて、10ページをご覧ください。10ページは、この考え方のご質問かと思っております。すなわち、私ども、このA案（廃止・新設の案）でこれまでご説明申し上げていて、その中で移行を望まないという申し出がない限りは、新しいメタルI P電話の契約に移行していただくということ、みなして取り扱うということをご説明してきたんですが、この考え方についてのご質問かと受けとめてございます。

先ほど繰り返し説明しておりますA案（廃止・新設案）とB案（変更の案）、両案検討して、どちらかというとならB案を軸にと現在考えてございますが、これは先ほどと同様でございますが、仮にA案の場合ですと、今、成立した改正民法の548条の2、提携約款の合意という規定がございますが、これにのっとり約款をしっかりと公表するだとか、相当な期間を設けて十分な周知を行うというようなことは十分配慮して移行させていきたいと。ただ、ど

ちらかという軸にと申し上げたB案についてもこれは同様でございます、約款の変更であっても、改正民法では第548条の4ということで、提携約款の変更については、契約をした目的に反せず、変更が合理的であるかということが問われていると認識しておりますので、いずれにしても、これは相当な期間を設けて十分な周知を行って、基本、不利益はほとんどないと考えてございますので、それをしっかりご説明していきたいと考えてございます。

11ページをご覧ください。11ページは、このサービスの移行に当たって、場合によっては不利益変更がある場合があるんじゃないとか、その不利益変更がある場合でも、「黙示の合意」という考え方で契約移行を考えているのか、より丁寧な対応が必要なのではないかという、そういったご質問かと思えます。

これはおっしゃるとおりでございます、一部不利益がある可能性のある変更につきましては、これはやはりしっかりお客様に対応していかなくてはいけないと考えてございまして、これはメタルIP電話の移行以上に不利益変更、つまりサービスをやめるもの、IP網移行に伴って提供終了となるサービスやISDNのデジタル通信モードのようにひよっとしたら品質劣化が生じるおそれのあるサービスについては、十分な期間を確保してお知らせをしていきたいと。これについては、これまで説明してきましたが、可能であれば今年度の秋ぐらいからこういったお客様対応を始めていきたいと考えてございます。

そのお客様対応というのも、この真ん中辺、「具体的には」と書いているところでございますが、例えばホームページにポータルサイトをつくってとか、例えばダイレクトメールを送る、請求書と同封によるお知らせをする、その問い合わせを受け付けてご相談に応じられるコールセンターを設置する等々、お客様にお知らせをして、ご相談をいただけるような体制をしっかりとつくって進めていきたいと考えてございます。

一方、一番下のポツでございますが、そもそもの回線契約の移行については、一部不利益というおそれはあるものの、多くのお客様に対して不都合が生じるというのは今回の移行ではあまりないと思っております、しっかりとしたお知らせを重ねることによって、これで個別のお申込書をご記入いただくとか、そういった契約変更手続を全てのお客様に強いるという、かえってご不便をかけないようにと思っておりますので、しっかりお知らせした上で、意思表示がなかったお客様については引き続き固定電話、メタルIP電話がお使いいただけるようにしたいと考えてございます。

1つ飛ばしていただいて、13ページをご覧ください。13ページは、このメタルIP電話の契約移行に係るお知らせの中で、悪質な販売勧誘等による消費者被害の防止の観点で、

お知らせの書面というのはわかりやすいものが必要ではないかというところ。あと、その書面はNTTだけで考えるのではなくて、いろいろなチェックが必要なのではないかというご指摘でございます。

これ、おっしゃるとおりでございます。やはりわかりやすい書面というのを用意していかないといけないと思っております。これは私どもの社内にも専門家はおりますが、できますれば外部の方々、消費者保護に関する専門家もしくは国民生活センター等にもご相談して、よりよいものにしていきたいと考えてございます。

ご質問直接ではございませんが、書面ももちろんではございますが、先ほど申し上げたとおり、お客様からご相談いただける体制というのも大事かと思っております。現在、私どもの116受付センターやお客様相談センターに加えて、このIP網移行に関する専門的な窓口というのも設置してまいりたいと考えてございます。

次のページ、14ページをご覧ください。こちらは、実際に移行が始まった2024年初頭から2025年の間におけるお客様へのフォロー体制についてのご質問だと思います。

この移行のお知らせというのは、前回申し上げた2022年ごろから本格的に行っていく予定でございますから、ここから切りかえが終了する2025年までの間というのは、しっかりコールセンターを設置してお問い合わせに対応できる体制を整えてまいりたいと思えます。何かトラブルが万が一ないようにしていきたいと思っておりますが、何かあったらすぐご相談を受けられるようにしていくと。それは2025年、場合によって、切りかえ終わった後しばらくの間は、そういった体制は整えていかなくてはいけないと思っております。

1つ飛ばして、16ページをご覧ください。16ページは、契約そのものではないんですけど、メタルIP電話に関して、いつまでそれが続けられるのかというご質問を何度かいただいて、これ、私どもとしてはなかなか明確な時期をご回答できてない状況で申しわけないんですけども、それが、メタルIP電話がもしなくなるとすると、これは影響が大きいので、早い段階で周知が必要になるのではないかというご指摘でございます。これももつとまでございまして、今はその時期はなかなか見通せていない状況でございますが、そういうものが仮にメタルIP電話が終了するようなことが将来ある場合には、できるだけ早くそれを明らかにして、十分な期間をとってお客様に対応していきたいと考えてございます。

次のページ、17ページ、ご覧ください。17ページは、メタルIP電話のサービス、料金についてのご質問でございます。私ども、前回、基本料はそのまま、通話料は全国一律3分8.5円の料金にと申し上げたんですが、ただ、その通話料は依然として従量課金でござい



まして、I P網に移行するタイミングで定額制への導入を検討しないかという、そういったご質問、ご指摘かと思えます。

これについては、まず今回、2024年初頭、I P網以降のタイミングでは、ここであまり料金体系を変えてしまうと、場合によってはお客様によっては追加負担が出るとか混乱が生じる可能性もあるかと思っております、これは円滑に移行いただく観点から前回申し上げたような料金を考えてございます。

ただ、定額制の導入については、これはI P網移行と直接関係なくても検討していくべきテーマかと思っております、料金オプション、選択制の定額料金メニューの導入だとか、料金体系のさらなるシンプル化については引き続き検討していきたいと考えてございます。

次の18ページは、これは通話の部分ですね。私どもから第28回の委員会で提案した通話の移行、マイラインを私ども廃止させていただきたいと考えてございまして、その場合にどういったお客様対応を考えているのかということで提案させていただいた際に、マイライン事業者協議会からお客様にダイレクトメール等を送って対応するという案を示したところでございますが、そのコストの見通し、コスト負担の方法についてのご質問でございます。

こちらについては、現在、私どもの提案について、具体的にどういったお客様対応をしていけばいいのか、それについてどのぐらいコストが必要なのかというのは、私どもだけではなくてマイライン関連事業者と協議を進めているところでございます。その観点というところでは、皆さん共通認識は、やはりなるべくコストを低減させたいということがございますので、例えばメタルI P電話への移行、回線移行のお知らせと同時にこの通話の移行についてもお知らせすることでコストを低減させていくようなことを考えていって、事業者にとっても、利用者にとっても、なるべくうまくいくような形を考えていきたいということで、具体的な内容については今後の委員会でご説明の機会をいただければと考えてございます。

少し飛ばして、22ページをご覧ください。22ページは、現在、私ども、PSTNで提供している災害時用公衆電話（特設公衆電話）についてのご質問でございます。これは今後、I P網の移行に伴いメタルI P電話になるのかというご質問でございます、これはそのとおりでございます、2024年初頭以降は、この特設公衆電話（災害時用公衆電話）はメタルI P電話により提供すると。現在、自治体さん等の協力を得ながら事前設置を進めているところでございますので、これは引き続きやっていきたいと考えてございます。

次の23ページ、ご覧ください。こちらは、特設公衆ではなくて公衆電話についてのご質問でございます。私ども、別の提案で、無電柱化に伴い、メタルケーブルを再敷設するよう

なことはなるべく極力回避していきたいということで、無電柱化に伴い、アクセス回線に光はもちろん使っていくことを提案しているわけですが、その場合に公衆電話はどうなるのかというご質問でございます。また、今のユニバーサルサービスであります第一種公衆電話の設置基準には影響しないのかという、そういったご質問かと思えます。

まず、今後のことですが、アクセス回線に光や無線を用いた場合につきましては、これは現在の公衆電話機というのは残念ながらそのまま利用できないということになります。ですので、もしもとなると、新たな話にはなるんですけども、私ども、当面考えているところは、この無電柱化エリアにつきましてもかなり広いエリアでというのはなかなか出てこないと考えてございまして、当面は、無電柱化したとしても、周辺にメタルケーブルがあるのでないかと思っております、その既存のメタルケーブルをうまく活用して公衆電話を提供するというで何とか対応できないかと思っております。ただ、後段でございますが、将来的には、第一種公衆電話の範囲内で云々というところですが、将来のユニバーサルサービスのあり方にかかわる話かと思っておりますので、これは将来の話として慎重にというか、十分なコンセンサスを得ながら検討を進めていただく必要があると考えてございます。

次に、27ページをご覧ください。27ページは、今の無電柱化のケースのご質問でございます。私どもから、アクセスをメタルでなく光や無線でという提案をしているのでございますが、この具体的な計画について示すことはできないのかというご指摘かと思えます。

これ、現在、検討を進めてございます。考え方としては、私ども、需要が縮小している固定電話についての新規投資は極力抑制し、できる限り効率的に提供を続けていく観点から、メタルケーブルの再敷設みたいなのは極力回避していきたいという観点で、これを提案・検討しているところでございます。これにつきましても、現在、検討を進めておりますので、今後、なるべく早い段階でこの委員会で説明させていただく機会をいただければと考えてございます。

28ページは、私どものお客様への対応体制というか、マイグレーション全般の、IP網移行の全般の推進体制についてのご質問でございます。

こちらは、昨年10月の利用者保護ワーキンググループにおいて私どもからPSTNマイグレーションの推進体制というのをお示ししておりますが、こちらについては現在も変更なく、継続的にその体制で取り組んでいるところでございます。

ただ、こちらについては、私ども今考えているところでは、今年度秋以降は、特に終了す

るサービスについてのお客様対応を網羅的に充実させていきたいと考えてございまして、そういう意味では、お客様向けの対応体制というのは、この下期ぐらいからさらに充実させていくというふうに考えてございます。

29ページ、ご覧ください。29ページからが設備移行工程・スケジュールに関するご質問でございます。まず、2025年初頭の維持限界についてのご質問で、ベンダーとの契約に関するご質問でございます。

ベンダーとの契約で2025年まで保守できるのか、保守してくれるのかというご質問について申し上げますと、実はもう既にこれは終わりかけてございまして、ベンダーからは、信号交換機についてはもう2016年に保守終了、中継交換機についてももう間もなく、2019年に保守終了と通告されてございまして、今後は何かあれば取りかえていくという、取りかえ保守を行っていくように考えてございまして、その取りかえ保守をやっていくと、予備品のストック次第でどこまで維持できるのかということになるかと思っております、その維持限界というのが我々の想定では2025年初頭になると考えているところでございます。

飛ばして、31ページをご覧ください。31ページは、第28回（4月6日）の委員会で事業者間でのIP網移行の工程・スケジュールの検討状況を示したが、その後、アップデートがあるのかどうかというご質問でございます。

こちらは、31ページから33ページにわたって資料が連なっておりますが、ポイントだけ申し上げますと、この1カ月半程度で確実に進んでいると考えてございまして、さらに事業者間では精緻化を図ったと。つまり、順序性をしっかり持たせて、2024年初頭に我々の発信を切りかえるわけですが、その前から、2023年の初頭から着信切りかえを行う等々の順序性を持たせて切りかえを進めていくということで、事業者間の合意が図られているというところでございます。

32ページ、33ページは、ご参考としてご覧ください。

次に34ページ、メタル収容装置についてのご質問でございます。メタル収容装置は、当分の間、開発・製造が行われるのかというご質問でございますが、実はこれも残念ながら、メタル収容装置、現在の加入者交換機については既にラストバイ、もう購入可能期間というのは終了してございますので、現在の加入者交換機についても今後は取りかえ保守を行っていくということになります。2019年度以降はもう取りかえ保守になっていくと考えてございますので、それをやって、中継交換機、信号交換機よりは数が多い加入者交換機でござ

いますので、可能な限りこれを維持していくというふうを考えてございます。

最後、35ページでございます。35ページの質問は、今回の私どものIP網移行の考え方について、加入者交換機をメタル收容装置に流用していくという考え方でございますが、世界的に見れば、メタルを收容する装置というのはほかにもまだあるんじゃないかというご質問。また、信号交換機についても、国際通信接続というのはまだSS7で行っているのではないかということでご指摘いただいております、こういうことを踏まえてNTTはどう考えているんだというご質問でございます。

ご回答でございますが、ご指摘のとおりでございます、メタルを收容する装置というのは、いわゆるMSANと呼ばれる装置は海外ではあると聞いてございます。ただ、一方で、私ども、検討を進めた結果、加入者交換機が2025年以降も取りかえ保守によって当分の間維持可能であることが見えてきたため、当面これを活用して、メタルを收容した固定電話、メタルIP電話で提供していきたいと判断したものでございます。

国際間の接続はSS7でというご指摘については、おっしゃるとおりでございますが、ただ、よく聞いていると、こちらもIP化というのは進んでいる、いわゆるIP-IP接続は進んでいると伺ってございまして、グローバルな潮流というところでは、我々が考えているところというのは大きくずれていないのかなと考えてございます。

ただ、いずれにしましても、この加入者交換機で当面維持するというのは当面の対応策でございますので、この維持限界が将来いつ来るかわかりませんが、その後どうするかというのは引き続き、まさにご指摘のとおり、世界的な技術動向等も踏まえて検討していきたいと考えてございます。

すみません、長くなって恐縮でございますが、以上が追加のご質問に対するご回答でございます。

○山内主査 ありがとうございます。

それでは、事務局から資料32-5をお願いします。

○安東事業政策課調査官 それでは、資料32-5をご覧ください。これまで3回にわたる議論、また、質問に対する回答を踏まえまして、移行工程・スケジュール等に関する検討・整理をさせていただきます。

1ページ目をご覧ください。4月6日の本委員会におきまして、二次答申に向けた検討項目として、具体的な移行工程・スケジュールにつきましては、サービス移行、設備移行の観点から検討を行うとしているものでございます。

2 ページ目をご覧ください。検討・整理に当たっての基本的な考え方・検討の視点をまとめさせていただきます。

基本的考え方につきましては、一次答申を踏まえまして、予見可能性、また、多様なサービスを自由に選択できるといった点を挙げさせていただいております。

次に、検討の視点につきましては、下の1ポツ目でございますが、本委員会における検討・整理は、利用者のサービス利用に直結し、利用者に直接の影響が及ぶサービス移行を中心とするとしております。設備移行につきましては、サービス移行に支障が生じないよう確認をしていく。2ポツ目でございます。その上で、サービス移行に係る具体的な移行工程・スケジュールという観点での整理と、サービス移行に伴い求められる主な利用者対応、例えば契約切りかえといった個別課題に対する整理、この2つについて対応の方向性や留意点の明確化を図ることとしてはどうかとしております。具体的には3ページ目以降に整理を示しております。

まず3ページ、サービス移行に関する具体的な移行工程・スケジュールでございます。こちらにつきましては、左側に①、②、③、④とございますとおり、考え方といたしましては、2025年の時点から現在の2017年までを逆算しながら整理しているところでございます。

まず①といたしまして、PSTNからIP網への移行完了時期でございます。右側の対応の方向性・留意点でございますが、予見可能性を最大限に確保するという観点が重要でございます。このため、2つ目の矢印でございますが、NTTが電気通信事業者として責任を持って利用者に対するサービス提供を維持できる限界を迎えるとしている時期を踏まえ、サービス移行に支障を生じさせないという観点から、十分な事業者間協議を通じ、全事業者が連携して着実に移行に係る取り組みを進める。2025年1月までにはPSTNからIP網への設備移行に関する全工程を完了させることが必要ではないかとしているところでございます。

これを起点といたしまして、契約の切りかえに関しまして②で整理をいたしております。契約の切りかえ時期に関しましては、①にお示した2025年1月に設備が切りかわった段階でという考え方もございますが、設備切りかえ自体が必要となる加入者交換機の規模等から、固定電話発通話のIP網への設備切りかえに1年程度を要するというNTTの考え方には一定の合理性があるとしております。その上で、2つ目の矢印でございますが、サービス移行（契約切りかえ）に当たっては、設備移行が終わった地域と終わっていない地域との

間で料金・提供条件に差異が生じることにより、利用者間に不公平・混乱が発生する事態は極力回避することが必要としております。この点、2024年1月に一斉にメタルIP電話へサービス移行（契約切りかえ）を行うとのNTTの考え方には、一定の合理性が認められるとしております。なお、まだ十分な回答をいただいておりますが、メタルIP電話の終了時期についても可能な限り早期の確定・公表が求められるとしております。

4ページ目をご覧ください。③について、サービス移行（契約切りかえ）が2024年1月という前提において、サービスの提供条件・料金などの確定時期、また、その内容、切りかえなどの案内の開始時期についてでございます。NTTの示した考え方では、これまでの終了サービスの経験に照らして、2年程度前から周知を開始するというのが適当ではないかという考えが示されております。対応の方向性・留意点の1ポツ目でございますが、利用者において移行先サービスの料金・提供条件や契約切りかえに伴い必要となる手続内容等が早期に共有されることが重要としております。メタルIP電話に移行する利用者の規模としては、3ポツ目でございますが、相当程度大きくなることが想定されております。現在も2,000万契約以上ございます。これは徐々に減少するとしても、相当程度の大きさと想定されます。この点を踏まえ、NTTは、遅くとも2022年1月、遅くとも2年前にはメタルIP電話の提供料金を確定し、案内を開始することが必要としております。その上で、さらなる早期化についても引き続き検討することが必要としております。

④でございますが、こういう流れを踏まえ、サービスの終了時期に関して確定・公表する時期の整理でございます。NTTからは、当初は「2017年秋ごろ」という考え方、またその後の検討では「それ以降できるだけ速やかに」という考え方が回答として示されているところでございますが、対応の方向性・留意点としては、利用者において代替サービスの選択肢を十分検討する、また、利用に向けた準備を行うための期間が十分に確保されることが重要としております。2ポツ目でございますが、全体的な一般論としては、NTTは、関係者との調整を経た上で、この二次答申の取りまとめ後、可能な限り早期にサービス終了時期を確定・公表していくことが必要としております。なお、一次答申でワーキングを置いて議論をしておりますINSネット（デジタル通信モード）においては、利用者端末の更改等が必要となる場合があることが認識されております。この観点から、円滑な移行に向け、その終了時期については特に早期の確定・公表が求められるとしていただいております。

続きまして、5ページ目をご覧ください。サービス移行に伴い求められる主な利用者対応でございます。

まず①契約切りかえの方法でございます。今般、NTTより2つの案、A案、B案としての廃止・新設または既存の契約約款の内容変更という案が出てございますけれども、対応の方向性の2ポツ目でございます。NTTにおいて、2024年1月の時点で固定電話を利用している大多数の利用者がメタルIP電話を利用すると想定していることを踏まえ、約款の扱い、切りかえの方法については、利用者利益を保護しつつ、契約の変更を合理的かつ簡素な手続で行う観点から検討を行っていくことが必要としております。特に不利益の変更を伴うような場合については、関係法令に従い着実な理解を得ることが重要という指摘をしておりますが、さらに、民法、消費者契約法、電気通信事業法等の規定に照らし、具体的な対応について十分に検討を行っていくことが必要としているところでございます。

続きまして、②から⑤につきましては、INSネット（デジタル通信モード）で得られた知見を踏まえて一次答申でまとめられた留意点でございます。これを全体の移行工程・スケジュールに当てはめていく、そのような形で整理をさせていただいております。

②につきましては、利用者への周知（内容や方法）についてでございますが、周知する書面の内容につきましては、消費者被害を防止する観点も含めて具体的かつ理解しやすい内容となっていることが重要でございます。このため、行政、また専門機関への事前のチェックを受けるなど、内容の適正化に努めることが重要でございます。また、利用者において負担とならない範囲において十分な回数にわたる周知を行う、多過ぎない、少な過ぎないという観点。また、書面だけでなく、広く認識を深めるための効果的な方法も幅広く検討することが必要としております。

③でございます。5ページ目、サービスの終了に伴う代替サービスの確保でございます。一般的には、代替サービスの選択肢が確保されることが円滑な終了に当たっては重要だという視点を示しております。具体的には、一次答申のINSネット（デジタル通信モード）で整理していただきましたとおり、利用者に品質・コスト等の面で実質的に支障なく利用可能な代替サービスを提案・提供することが求められるとしております。

④NTTと他事業者との連携でございます。B to B to C の観点を考えますと、NTTのネットワーク・サービスを利用して自社のサービスを提供する他事業者との連携も重要になってまいります。その他事業者が提供するサービスを利用する利用者にも生じる影響についても、適切に対応していくことが重要となります。このため、NTTは、他事業者と連携しつつ、移行に伴い生じ得る影響の発生時期・内容について可能な限り早期に明確化した上で、具体的な対応を検討していくことが必要としております。

⑤利用者や利用団体等からの相談・問い合わせ対応でございます。先ほどのNTTからの回答にもございましたとおり、利用者等からの相談・問い合わせに適切に対応していくことが、円滑なサービスの終了・切りかえにとっては重要であるとしております。このため、遅くともサービス終了時期の確定・公表がある時点において、窓口体制の整備、その体制に係る情報提供を図ることが必要としているところでございます。

7ページをご覧ください。こうした対応・取り組みの方向性につきましては現時点のものでございますが、実際の移行は2024年、2025年を含めて、今後、複数年にわたって継続してまいります。こうした観点から、具体的な対応に向けた今後の取り組み、フォローアップについて整理をさせていただきます。

1つ目はサービス移行でございます。1ポツ目、NTTにおいては、さきにご説明した方向性・留意点を踏まえ、関係者と連携し、具体的な対応を着実に進めることが求められるとしております。2ポツ目、本委員会においては、NTTから定期的な報告を求めるなど、今後も随時フォローアップをしていくことが必要ではないかとしております。また、3ポツ目、予見可能性、サービスの選択可能性を確実に担保するために、一次答申でおまとめいただきましたとおり、いわゆる「撤退ルール」でございますが、代替役務の提供状況、利用者の範囲等を踏まえ、利用者利益の保護の必要性が高いと考えられるサービスに関して、例えばメタルIP電話の料金・提供条件の確定、代替サービスに係る情報提供なども含め、その廃止・移行に係る取り組みをあらかじめ行政が確認し、整理・公表するためのルールの導入について、電気通信事業法に規定することも含め、適切な制度設計を総務省において検討することが必要ではないかという一次答申の方向性を再確認させていただいております。

2つ目の設備移行に関しましては、事業者間の意識合わせの場の検討状況はQ&AでNTTのほうから説明があったところでございますが、今後もその意識合わせの場における検討・整理を加速することが求められるとしております。2ポツ目として、本委員会においては、意識合わせの場の事務局としてのNTTからの定期的な報告を求めるなど、今後も随時フォローアップしていくことが必要ではないかとしております。3ポツ目につきましては、一次答申で整理いただきましたが、設備移行の検討により、設備の実態が確定してまいりますと、具体的にその設備を利用するための料金などを規定する接続制度についても検討が可能となってまいります。設備移行に係る検討・整理の状況も踏まえ、一次答申で必要とされましたIP網への移行の段階を踏まえた接続制度等に関して、適切な制度設計を総務省において検討する必要があるのではないかとしております。



このようなフォローアップを通じまして、2025年までの取り組みを着実に実施していくことが重要ではないかという考え方で整理をさせていただいています。

以上、ご説明でございます。

○山内主査 どうもありがとうございました。

それでは、質疑、議論に移りたいと思いますけれども、ちょっと時間が切迫しております、ご発言は簡潔にお願いしたいと思いますが、といっても、発言しなくていいというわけじゃないので、どうぞご自由にご発言願いたいと思います。いかがでございましょうか。どうぞ、長田委員。

○長田委員 今回の総務省の資料32-5の最後のページ、7ページのサービス移行のところの3つ目のポツに書いてあることなんですけれども、この委員会や利用者ワーキングに参加させていただいて、NTTさんや関係するさまざまなテーマごとの事業者の皆さん、そして我々と一緒に話し合うことの重要性というのは大分実感をいたしました。やっぱりそれの一つ一つ進んできていると思っています。ここで最後のところに、総務省としてというか、行政が廃止・移行に係る取り組みをあらかじめ確認し、云々と書いて、事業法に規定することも含め、制度設計を検討する必要があるというのは、私は賛成です。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。

ほかにご意見。どうぞ、酒井委員。

○酒井委員 今回のことではさほど問題ないと思うんですけれども、その中でNTTのほうでまだメタルIP電話とかそういったものにつきまして2025年以降もまだ維持する可能性があるということですが、やはりちょっと気になるのが、NTT内部のことですけれども、多分こういうことを保守する必要は残るんでしょうし、保守する人からすると、どうせなくなる技術というのはあんまりモチベーションが湧かないのではないかという感じもいたします。なるべく早目に、光あるいは無線のほうに置きかえていかないと、なくなるものをメンテするというのは人間的な点でも結構嫌じゃないかという気がいたしますので、よろしく願いいたします。

○山内主査 はい、よろしく願いいたします。

○相田主査代理 じゃあ、よろしいですか。

○山内主査 はい、どうぞ、相田委員。

○相田主査代理 今回の多少関連するんですけれども、NTTさんの資料のほうの23ペー

ジ、27ページ目あたりでもって、無線でのアクセスをお考えというようなことなんです、スマートメーターのときの経験からいっても、動かないものの無線って結構難しいんですよね。携帯だったら、電波がうまく受からないとき人が動いてくれるのであれなんですけれども、アンテナ固定しちゃると、例えばその前に宅急便の大きなトラックが来ると、そのたびに電話が繋がらなくなるというようなことじゃ困るので、やっぱり早くこういうものをフィールドトライアルとかやっていただいて、必要ならば研究開発をしていただくということで、後ろのほうに公衆電話とかメタルアクセスの維持ですとか、このあたりについても案を示してからやるというんじゃなくて、まずやっぱり、NTTさんもいろいろ研究所とかお持ちです、そういうところでこういうものがほんとうにどの程度いくのかって早く試してみて、これならばいけそうということでぜひ案を持ってきていただきたいなと思います。

○山内主査 なるほど。

どうぞ、石井委員。

○石井委員 筑波大学の石井です。契約のところでコメントと質問があります。

まずコメントについて、A案、B案が今回提案されていまして、B案を軸にというお話だったかと思います。確かに、契約の見直しをするときは、通常、まず変更を考えて、それがかなわない場合に新規という流れが通常かと思えますし、変更のほうがシンプルな処理になるでしょうから、B案を軸ということでよろしいのではないかと思います。

質問については、NTTさんの32-4の資料の6ページに、回答のところの3点目で、「こうした利用を鑑み、契約約款の廃止・新設（A案）の場合」の部分です。「別段の意思表示のなかった契約者については、引き続きメタルIP電話のご利用意思があるものとみなして扱う」というのは、消費者契約法10条、改正の10条の「消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約を申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項」に当たり得る可能性があると考えてよろしいのでしょうかというのが質問です。

○山内主査 今の点についていかがですか。

○NTT東日本（飯塚） 消費者契約法第10条も気にして検討してございます。結論を申し上げますと、今、A案というよりもB案という軸ではございますが、これ、考えていたところでは、今の契約者の不作为をもって承諾の意思表示とみなす条項、これは消費者の利益を一方的に害するものでないことというのが要件というか、大事であると考えてございますので、それに照らして、私どものメタルIP電話の移行はそういった一方的に害するものではないと私ども考えておりますが、より慎重にという観点で、それもあってB案を軸にと考え

ているものでございます。

○山内主査 よろしいですか。

ほか、いかがですか。どうぞ、池田委員。

○池田委員 ご説明ありがとうございました。今のメタル I P 電話の契約移行に係る契約約款の構成で A 案、B 案を検討されているということですが、私も石井委員と同意見でして、よりシンプルな B 案のほうを賛成したいと思います。それに関して、ご説明では、消費者に対する不利益変更はないものと基本的には考えておられるということですが、この点について、行政におかれてもあらかじめ約款の変更について事前のチェック、行政によるチェックが可能であるようにご検討いただければと思います。

他方で、資料 3 2 - 5 の事務局で、契約約款だけでなく、その周知や案内方法など、あるいは代替サービスの情報提供のあり方など、かなり広目に行政のチェックが入るようなご提案になっていると思います。今回については、ドミナントキャリアの電話網が I P 網化するというのは世界でも日本が初めての取り組みと新聞報道でも知りましたが、そういう重要なものについては慎重な手続を踏まえてうまく国民の理解を得ながら進めていくというのは私も重要なことであると思いますが、あまり慎重にし過ぎるのも今後の N T T の新しいサービスの新提供、それを廃止する、サービスが終わるということも、例えば需要がなければサービスが終わるということもあるでしょうから、あまり重過ぎる、新しいサービスが提供されるに当たって、萎縮効果が発生するようなほど重い手続にはならないように、限定を加えるなど何か配慮いただければと思います。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。

ほかに。ありがとうございました。それでは、ご意見いただきました。ここで議論したいのは移行工程・スケジュール、それから利用者対応の方向性ということと、それから具体的な取り組みということなんですけど、基本的に皆さんご提案を受け入れていただいたと理解をしておりますが、ただ、重要なご指摘がありましたので、その点も含めてご対応を願えればと思います。ただ、だんだんとまとめになってきますけど、二次答申に向けてこういう方向で報告書を取りまとめていただければと思います。

それでは最後、議題の ( 3 ) ですけれども、その他、これは相田委員から I P ネットワーク設備委員会の報告書 ( 案 ) の概要について、資料 3 2 - 6 ですけど、このご説明をお願いいたします。

○相田主査代理　　I Pネットワーク設備委員会の主査を務めております相田でございます。

実際のこの挙がっている内容の検討は、下に設けましたワーキンググループで酒井先生、内田先生あたりにご検討いただいたわけですけれども、1ページめくっていただきまして、一次答申において、技術基準についてはI Pネットワーク設備委員会のほうにおいて詳細な検討を行うというご指摘をいただきまして、I Pネットワーク設備委員会におきまして、メタルI P電話用の設備に係る技術的条件、それから、「電話を繋ぐ機能」を担う設備の安全・信頼性対策に係る技術的条件、それから、音声品質に係る技術的条件及び音声品質測定方法というものについて検討いたしまして、現在、報告書（案）を取りまとめて、パブリックコメントを実施している段階ということでございます。

2ページ目のほうでございますけれども、メタルI P電話用設備に係る技術的条件ということで言いますと、現行のアナログ電話、I SDNに係る条件と0 AB-J I P電話に係る条件と、両方あわせたものをメタルI P電話にするということであろうということでございます。

続きまして、3ページ目のほうが、「電話を繋ぐ機能」に係る設備の安全・信頼性対策に係る技術条件ということで、この検討に際しましては、現状、こちらの移行円滑化委員会のほうで想定しております「繋ぐ機能P O I」が全国のうち2カ所に設けられて、全ての事業者がその2カ所に接続しているということを前提として検討させていただいたということでございます。その条件のもとでは、ここに書いてありますように、特に予備機器のうち伝送線路については、2カ所に繋がっているのであれば、それぞれに繋ぐ線を二重化する必要はないとか、ただし、「繋ぐ機能P O Iビル」が停止しちゃったときに備えて、一方の「繋ぐ機能P O I」で全トラヒックを扱えるようにすることが望ましいというようなことで、技術的条件の案をつくらせていただいたということになっております。

それから最後、4ページ目、音声品質に係る技術的条件及び音声品質測定ということにつきましては、結果的に現在の0 AB-J I P電話に適用されているのと同じということで、1事業者でエンド・エンド繋ぐ場合には70ミリ、それから、2事業者で繋ぐ場合には事業者分、50ミリということで、2つ足したら70におさまらないんじゃないかというのは、これ、現状でもそうなんですけれども、先ほどのように、想定として全国2カ所、東京と大阪ということが想定されていますが、その場合に、例えば九州の事業者から見ますと、大阪までは近いけれども、東京までは遠いということで、遠いほうを例えば70ミリの半分の35ミリに抑えろということは、やっぱりちょっと厳しいと。遠いほうを50ミリに抑えれば、

相手側は50より短くて済むだろうからということで、現実問題として足し算は70におよそおさまるのではないかとということで、現状の規定をそのまま採用するということで案をつくらせていただいたということになります。

最後、5ページ目に今後の課題ということでもって、じゃあ、その50ミリをどうやってはかるのといって、「POIビル」の中にはケーブルが繋がっているだけというようなことでもって、そこで測定するというようなことができませんので、じゃあ、品質を見るというのは、仮想的な接続点と実際の測定をどこで行うかというようなあたりについてもう少し詳細を詰めていくというようなことで、それにつきましてはTTCのほうにおいて継続的に検討いただきたいというようなことでまとめさせていただいているところでございます。

何か酒井先生、内田先生あるいは事務局のほうから補足いただけることがあれば、お願いしたいと思います。

○山内主査　いかがですか。よろしければ、じゃあ、今のご説明について質疑ということで、ご質問等あればご発言願えますでしょうか。よろしいですか。

わかりました。ありがとうございました。それでは、ということで、これについての質疑は終わりたいと思います。

ということで、以上で本日の質疑は終了でございます。何か特段ご発言があれば承りますが、よろしゅうございますか。

それでは、次回の日程について事務局から説明をお願いいたします。

○宮野事業政策課補佐　次回の委員会の日程につきましては、6月7日（水曜日）16時から、場所は総務省11階の第3特別会議室で予定しております。これにつきましては、総務省情報通信審議会のホームページに掲載してございますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○山内主査　どうもありがとうございました。

それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。どうもご協力ありがとうございました。

以上